

神戸市こども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第12号

神戸市こども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市こども医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年8月規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(受給者証の有効期限) 第8条 受給者証の有効期限は、毎年6月30日までとし、毎年7月1日に更新する。ただし、6月30日前に資格を喪失する場合、対象乳幼児等である幼児等が2歳の誕生日の属する月の翌月の初日から3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者である場合、対象乳幼児等である幼児等が8歳の誕生日以後の最初の4月1日から9歳の誕生日の前日以後の	(受給者証の有効期限) 第8条 受給者証の有効期限は、毎年6月30日までとし、毎年7月1日に更新する。ただし、6月30日前に資格を喪失する場合、対象乳幼児等である幼児等が2歳の誕生日の属する月の翌月の初日から3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者である場合、対象乳幼児等である幼児等が8歳の誕生日以後の最初の4月1日から9歳の誕生日の前日以後の

最初の3月31日までの間にある者である場合、条例第4条第6項の規定による免除を受けている場合その他区長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

最初の3月31日までの間にある者である場合、対象乳幼児等である児童が14歳の誕生日以後の最初の4月1日から15歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にあるものである場合、条例第4条第6項の規定による免除を受けている場合その他区長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
(受給者証の有効期限の特例)
- 2 区長は、施行日において現に神戸市こども医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第6号）第5条第1項に規定する資格者である者のうち、対象乳幼児等が15歳の誕生日（誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）以後の最初の4月1日から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者に限り、同条例第5条第2項に規定する受給者証の有効期限を令和5年9月30日までとし、令和5年10月1日に更新する。
- 3 区長は、施行日において現に神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）第4条第2項に規定する資格者である者のうち、18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者に限り、重度障害者医療費受給者証の有効期限を令和5年9月30日までとし、令和5年10月1日に更新する。
- 4 区長は、施行日において現に神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和54年3月条例第73号）第5条第3項に規定する受給資格者である者のうち、同条例第2条第3号アに掲げる者に限り、ひとり親家庭等医療費受給者証の有効期限を令和5年9月30日までとし、令和5年10月1日に更新する。